

(別表1)

事業継続力強化支援計画

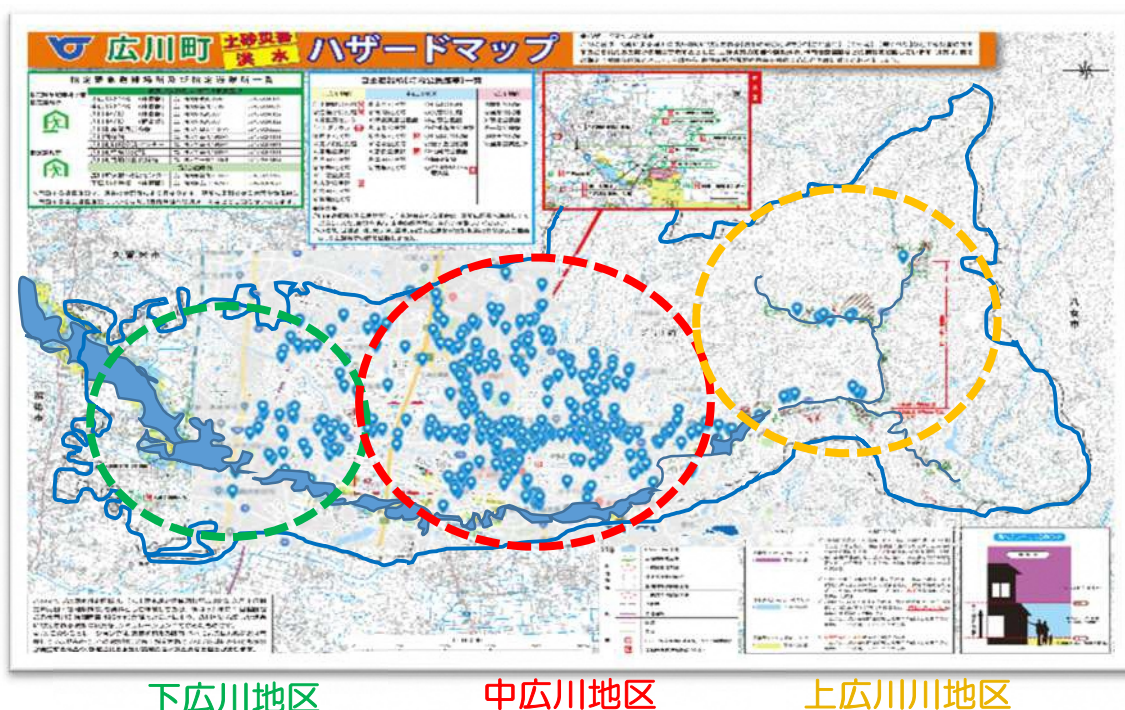
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

広川町は、福岡県八女郡に位置し、東西約14 km、南北5.4 km、面積は37.94 kmを占める。東は刑部谷の諸山をもって八女市上陽町に、南は長峰山脈をもって八女市に接し、西は筑後市、北は久留米市に隣接して、耳納山脈に囲まれた通称広川谷とよばれる広川盆地をなす地域である。

当町のハザードマップ及び水防計画によると、当町を東西に横断する広川及び長延川を中心に、増水時における越水危険箇所が22カ所、山間部を中心に、急傾斜地危険箇所が23カ所、土石流危険渓流が23カ所、地滑り危険箇所が5カ所指定されている。



上図は、当町のハザードマップに小規模事業者分布を示したものである。

地区、中広川地区、下広川地区と大きく3つに大別され、上広川地区は西側を、中広川地区は中央部を、下広川地区は西側の呼称である。上広川地区は山手となり、土石流危険地区、地滑り危険地区を有する。中広川地区は、国道3号線や高速道路へのアクセスの良さから、工業団地をはじめ商工業者の立地多い地域である。町に指定された災害危険箇所も少なく、災害リスクは低いが、近年増加している局地的豪雨により、支流が氾濫危険に至るケースが発生している。下広川地区には、越水危険箇所が多数指定されており、主に農地浸水が懸念されるエリアである。

(洪水：ハザードマップ)

青色で表示区域は0.5～3mの浸水深が予測されている地域である。

主に中広川地区・下広川地区における広川、長延川流域が該当し、令和元年8月28日の豪雨では、河川からの浸水等により住宅被害が73件発生し、商工業者においては、8件が浸水被害を受けた。

(土砂災害：ハザードマップ)

上広川地区での山間地については、急傾斜地危険箇所や土石流危険渓流の指定が集中した地区である。立地は少ないものの建設業や飲食業、小売業などが分布している。

(地震：J-SHS)

北に水縄断層帯、西に佐賀平野北縁断層帯を配する当町であるが、地震ハザードステーションの防災地図によると、マグニチュード7弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は0.23%と、大規模地震による被災のリスクは小さい。

(その他)

台風災害において、広川・長延川流域では、これまでも度々水害に見舞われてきた。治水工事により改善が図られてきたものの、近年の気象状況の激化を鑑みると、これら災害への備えの普及啓蒙は必至である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 659人（平成24年経済センサス）
- ・小規模事業者数 513人（平成24年経済センサス）

【内訳】（出展元：福岡県商工会連合会実態調査 平成30年4月1日現在）

	業種	商工業者数	小規模事業者数（概数）	備考
商工業者	製造業	105	82	中・下広川地区に集積
	建設業	90	70	地区問わず広く分布
	小売卸業	204	158	中広川地区に集積
	サービス業	186	145	中広川地区に集積
	その他	74	58	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	備考
防災計画の策定	H7年3月策定。H26.9月改定、H27.10月改定。
防災訓練の実施	八女地区総合防災訓練が隔年実施。行政区主体で年1回実施。
防災備品の備蓄	行政区自主避難所33カ所。 備蓄：食料1日当たり1日分、毛布、発電機等

2) 当会の取組

項目	備考
事業者BCPに関する国の策定周知	情報定期便に掲載し430部配布。ホームページ掲載。
事業継続力支援計画の策定支援	策定支援実績数3者（R1.11月30日現在）
防災備品の備蓄	会館が指定緊急避難場所に指定。 備蓄：水、毛布、懐中電灯、避難用具等 設備：発電機、災害支援型自動販売機
行政が実施する防災訓練の参加及び協力	福岡県総合防災訓練の炊き出し訓練に女性部20名 八女地区防災協会への参加による情報収集
福岡県火災共済協同組合と連携した損害保険加入促進	既存保険の見直し、水害特約加入促進 休業補償の周知PR

II. 課題

- ・防災計画で定めた緊急時の取組みが漠然としており、災害発生時に何をするのか曖昧
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが未整備
- ・平時・緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不十分
- ・保険・共済に対する助言を行える人員が不十分

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・当会と当町との間に発生時における連絡を円滑に行う協力体制の構築と情報連絡ルートの手ual化を行う。
 - ・組織内や関係機関と発災後速やかな復興支援策が行えるよう、平時から連携を構築する。
- ・保険共済に対する助言を行える人材を育成する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成25年に締結した「災害時における生活物資の調達及び供給に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招集し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) BCP等の策定

- ・小規模事業者に対し、BCP及び事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ下記の損害保険会社等に必要に応じて専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを開催する。

連携先	目的	具体的内容
あいおいニッセイ 同和損害保険株式会社	小規模事業者に対する 災害リスクの周知	ハザードマップ web アプリの活用、損害保 険見直し
	B C P 策定	「B C P キットくん」による B C P 策定
福岡県火災共済 協同組合	小規模事業者に対する 災害リスクの周知	地震補償特約・休業共済等に対する周知 PR

- ・関係機関（行政、金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・事業者の B C P 取組状況の確認
- ・広川町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、広川町等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年 1 回開催）

5) B C P の実行訓練の実施

- ・自然災害（豪雨災害等）が発生したと仮定し関係機関（地区内事業者、行政等）との連絡ルートの確認し、必要に応じ訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に SNS（LINE）を活用して職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を事務局長に報告し、当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

[豪雨における例]

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災するなどにより応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模被害あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大木大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 1% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大木大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・発災直後の大まかな被災状況については、地区理事・業種理事。各部課委員会より情報収集する体制を構築する。
- ・具体的な被災状況の把握については、下記ヒアリングシートを基に、職員が巡回により被災状況の把握に努める。

<参考>

報告日時 年 月 日 () 時 分

基本情報					
事業所名					
代表者名		年齢			
連絡先	(昼間連絡の付く番号)				
避難先					
被害状況					
【 自宅 】					
住所	同上の通り ・ 別の場合()				
様式	鉄筋 ・ 木造 ()階建		地下()階		
被害状況	全壊		半壊		
	※あくまで現状の自己判断にて。				
	【床上浸水】	()cm浸水	【床下浸水】	()cm浸水	
	【自家用車】	()台自走不能			
	【その他】	()			
【 事務所 】					
住所	同上の通り ・ 別の場合()				
被災建物	【建物用途】	事務所	倉庫		
	【構造種別】	鉄筋 ・ 木造 ・ () / ()階建て	【築年数】	年	
	【状況】	全壊	半壊	()	
		※あくまで現状の自己判断にて。			
	【床上浸水】	()cm浸水	【床下浸水】	()cm浸水	
被災設備		1	2	3	4
	設備種類				
	被災場所				
	被害部位				
	被害状況				
	復旧日数				
	被害金額 ※自己判断				
	対応	修理 ・ 廃棄・()	修理 ・ 廃棄・()	修理 ・ 廃棄・()	修理 ・ 廃棄・()
営業継続の可否	通常営業可能			従業員が確保できないため	
	休業期間を設ける	不可の理由	建物・設備の損壊のため		
	営業不能	その他			
【 ライフライン 】					
電気	使用可能		使用不可能		
電話	使用可能	固定 ・ 携帯	使用不可能		
ガス	使用可能		使用不可能		
水道	使用可能		使用不可能		
【 必要な支援 】					
金融支援	【融資斡旋】 災害復旧貸付(福岡県 ・ 公庫 ・ 商工中金) ・ 小規模企業共済災害時貸付 ・ その他				
	【条件緩和】 リスク交渉 ・				
人的支援	土砂掻き出し	建物解体	家財搬出		
	引っ越し	土木作業			
	その他人材派遣(具体的作業内容:)				
物的支援	飲料水	食料	衣料	介護用品 医療品	
その他	マッチング		廃業相談		

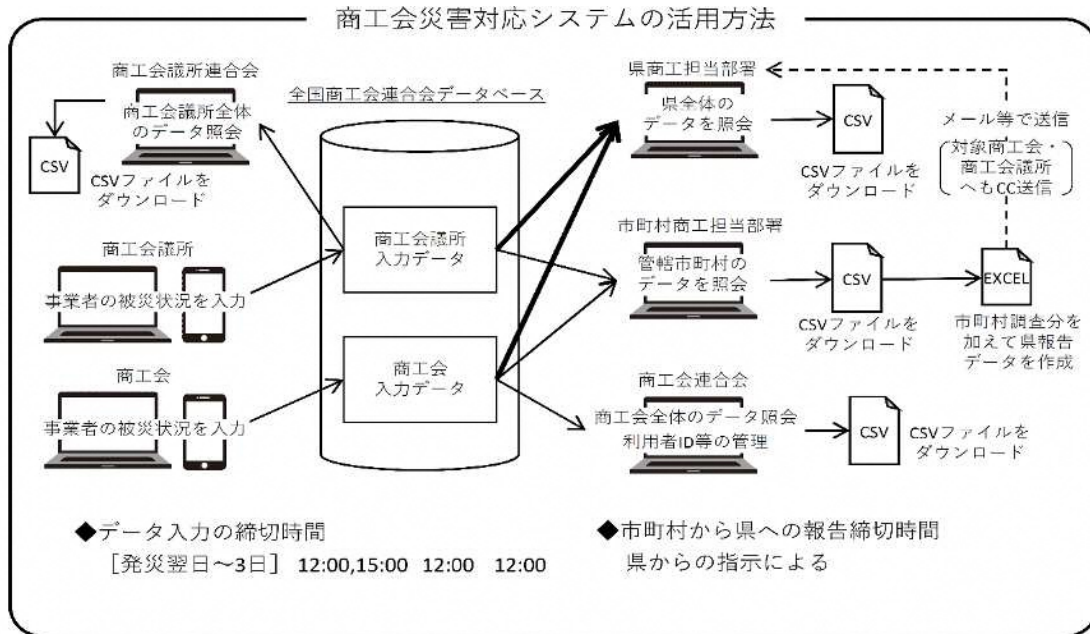
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日2回共有
2週間～1か月	1日1回共有
2か月後	2日に1回共有

＜ 3. 発災後における連絡体制＞

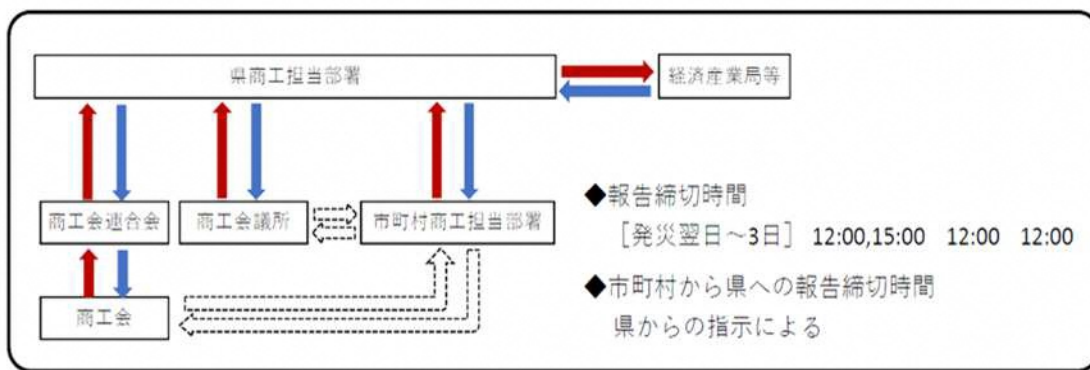
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、広川町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対策システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I

福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

被害箇所				被害状況		区分 <small>（新種が修正は修正欄）</small>
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の破損など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
記入欄	○○郡○○町○○	—	株式会社○○	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新種→前日報知に追加した情報 修正→前日報知内容に修正を加える場合 変更無→前日報知内容から変更が無く報告
	△△市△△町△△	△△商店街	△△酒店	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1						
2						
3						

※前日までに御報告頂いた箇所は再録せず、新規情報を追加していただく。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、広川町と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

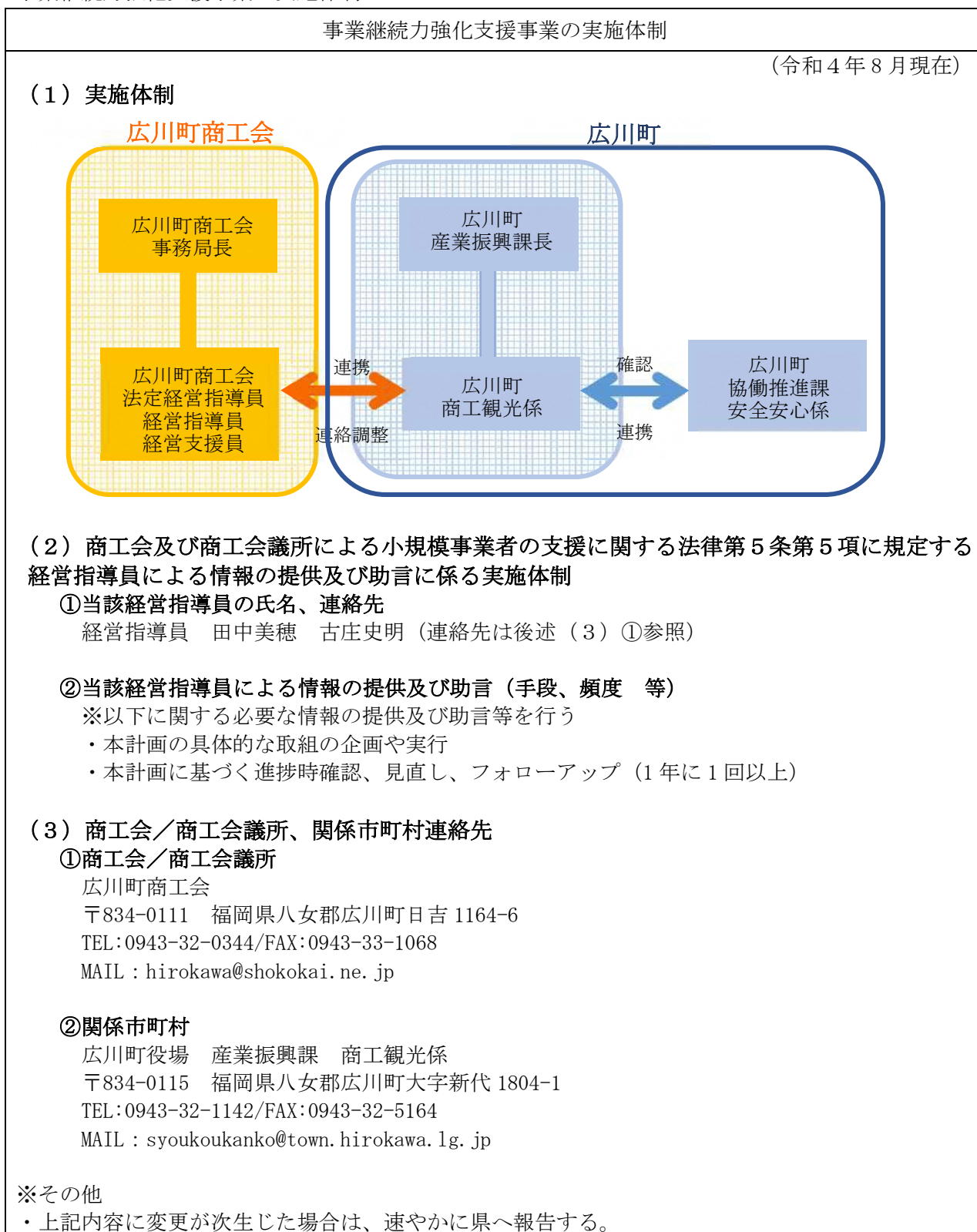
- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに 県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	374	374	374	374	374
専門家派遣費	198	198	198	198	198
協議会運営費	11	11	11	11	11
セミナー開催費	55	55	55	55	55
チラシ作成費	110	110	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、広川町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
①	<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉 2-9-2 TEL : 092-282-6534</p>
②	<p>福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 8F TEL : 092-622-8071</p>
連携して実施する事業の内容	
<p>「< 1. 事前の対策 > 3) 関係団体等との連携」において連携し実施する。事業内容は下記の通り。</p> <p>①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・ハザードマップ web アプリを活用し小規模事業者に対する災害リスクを周知する ・専門機関による損害保険の見直しの助言アドバイスを行う ・「BCPキットくん」を活用したBCP策定を行う</p> <p>②福岡県火災共済協同組合 ・共済加入者に対し地震補償特約・休業共済等に対する必要性の周知啓蒙を行う ・巡回に同行しリスク診断を行う</p>	
連携して事業を実施する者の役割	
<p>①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・BCP策定支援</p> <p>②福岡県火災共済協同組合 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知</p>	
連携体制図等	
①	
②	